長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護従事者の確保に関する事業

　　　（新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス

提供体制確保事業））実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱（以下「要綱」という。）の別表の事業区分「５介護従事者の確保に関する事業」のうち、令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和5年5月8日老発０508第5号厚生労働省老健局長通知）（以下「国実施要綱という。」）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象事業等）

第２条　この補助金の交付の対象となる事業は以下のとおりとする。

1. 国実施要綱３（１）緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業
2. 前項に定める事業であって、令和4年度に介護サービス事業所・施設等において新型

コロナウイルス感染症が発生したもののうち、やむを得ない事情により令和4年度中に

交付申請ができなかったと認められるもの

２　介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

（補助の額）

第３条　補助金は、次により算出する。なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）次の（ア）及び（イ）の方法により算出された額を比較していずれか少ない方の額

（ア）対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合にあっては、寄付金収入額のみを除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額。

（イ）国実施要綱別添３により算出した基準単価。なお、基準単価は年度単位で適用する。

（２）なお、国実施要綱３（１）ア（ア）及び（ウ）の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別に協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

（交付申請手続）

第4条　要綱第３条の規定による交付申請について、「様式第１号」とあるのは「補助金申請書総括表（様式１）、事業所・施設別申請額一覧（様式２）、事業所・施設別個票（様式３）及び収支予算（見込）書抄本」と読み替えるものとする。

２　交付申請を行うにあたっては、対象経費の年度区分ごとに申請するものとする。

（変更交付申請手続）

第５条　要綱第４条の規定による変更申請について、「様式第1-2号」とあるのは「補助金申請書総括表（様式１）、事業所・施設別申請額一覧（様式２）、事業所・施設別個票（様式３）及び収支予算（見込）書抄本」と読み替えるものとする。

（実績報告）

第６条　要綱第８条の規定による実績報告書類について、「様式第３号」とあるのは「補助金実績報告書総括表（様式１）、事業所・施設別実績額一覧（様式２）、事業所・施設別個票（様式３）及び収支決算（見込）書抄本」と読み替えるものとする。

２　規則第13条第1項後段の規定により、実績報告書に添付すべき書類は、年度実績報告書（様式4）とする。

（手続きの併合等）

第７条　規則第21条の規定により、規則第4条及び規則第13条の手続き並びに規則第７条及び規則第14条の手続きは、それぞれ併合して行うことができるものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（附則）

　この要領は、令和３年度予算から適用する。

　この要領は、令和４年度予算から適用する。

　この要領は、令和5年度予算から適用する。